

山梨信用金庫

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画 (計画期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

職員が仕事と子育てを両立させることができる環境整備を行うとともに、全ての職員がその能力を発揮し活躍できるように、次のように行動計画を策定する。

【目標 1】

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員の取得率を 10% 以上にする

＜対策＞

- ・令和 5 年 10 月～ 職員の各種業務にかかる保有スキルの実態の把握。
- ・令和 6 年 4 月～ 各部店における休業者の業務カバー体制の整備を進める。

【目標 2】

これまでに経験のない業務(係)に新たにチャレンジする女性職員を、計画期間中に 30 人以上配置する

＜対策＞

- ・令和 5 年 4 月～ トレーニー・ジョブローテーションの積極的な運用。
- ・令和 5 年 10 月～ 計画的な配置に向けた管理・監督職育成研修の実施。

【目標 3】

管理・監督職の労働者に占める女性労働者の割合を 35% 以上とする。

※役席者および職能等級 4 等級以上

＜対策＞

- ・令和 5 年 7 月～ 女性管理・監督職の育成に対する研修ニーズの把握のため、アンケート、ヒアリングなどを実施。
- ・令和 5 年 7 月～ 管理・監督職育成研修の継続的な実施。

以 上